

## 「高松中心市街地プロムナード」アカウント運用ポリシー

### 1 情報発信を行う目的

当アカウントでは、高松中心市街地のプロムナード化等のまちづくりの施策に関する情報を広くタイムリーに発信することを通じ、来街者や県民に対し、事業についての理解を深めていただくことで、高松中心市街地の回遊性を高めるための機運を醸成することを目的とする。

### 2 利用するソーシャルメディアの種類、アカウント名、アカウントのURL

- (1) 利用するソーシャルメディア：Facebook
- (2) アカウント名：高松中心市街地プロムナード【香川県都市計画課】
- (3) アカウントのURL：<https://www.facebook.com/profile.php?id=61588440534620>

### 3 情報発信する項目や内容

発信する情報については、プロムナード化の施策に関する情報や、これと連携したイベント・観光・県産品情報等とします。

また、施策の周知を目的とした広告の配信を実施します。

### 4 情報発信する曜日、時間帯、発信の頻度

原則として、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の時間帯に不定期で投稿しますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

### 5 担当課

香川県土木部都市計画課

### 6 留意事項

- (1) 当アカウントへのコメント、ダイレクトメッセージなどへの個別の対応は行いません。ご意見・お問い合わせがございましたら、香川県ホームページの「ご意見・お問い合わせ」からご連絡いただくか、担当課へお問い合わせください。
- (2) 政府の機関・地方公共団体・公共性の高い機関又は都市計画課の施策に関連した民間事業者等については、必要に応じて、「フォロー」機能を活用することがあります。また、これらの機関や事業者等が発信する投稿の「引用」や「リンクの掲載」を行うことがあります。
- (3) 投稿されたコメントが次のいずれかに該当すると判断した場合には、予告なく削除することがあります。
  - (ア) 法令等に違反する内容、又は違反や助長をするおそれがあるもの
  - (イ) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
  - (ウ) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (エ) 著作権、商標権、肖像権等、香川県又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (オ) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (カ) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (キ) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (ク) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (ケ) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (コ) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (サ) 閲覧者の意思を確認しないで、当ページの閲覧者を他の Web サイト等に誘導することを目的とするもの
- (シ) 有害なプログラムへの誘導をするもの
- (ス) 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- (セ) 香川県の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (ソ) 香川県の発信する内容に関係ないもの
- (タ) 利用するサービスの規約に違反するもの
- (チ) その他、香川県が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 7 知的財産

当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、香川県又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的な使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 8 免責事項

- (1) 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、香川県は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 香川県は、利用者により投稿された当アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。
- (3) 香川県は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。

## 9 運用ポリシーの変更等

本ポリシーは必要に応じて事前に告知することなく変更することがあります。